

広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価が高騰する中にあって、利用者に価格転嫁することなく介護・障害福祉サービス等を通ける事業者の負担を軽減し、安定した事業運営を維持できるよう支援するため、予算の範囲内において、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 本市内において別表1又は別表2に掲げる事業を行う社会福祉施設又は事業所であって、本市の認可又は指定を受けたものをいう。
- (2) 入所施設等 施設等のうち、別表1に掲げる事業を行う社会福祉施設又は事業所をいう。
- (3) 通所事業所等 施設等のうち、別表2に掲げる事業を行う社会福祉施設又は事業所をいう。
- (4) 月当たり給付対象利用者数 令和6年3月1日から令和6年3月30日までの期間において、施設等における各サービスの給付を受けた利用者の延べ人数。
ただし、介護保険法に基づくサービス提供を行う通所事業所等において、各サービスの給付を受けた時間が5時間未満の場合は0.5人として計上するものとする。
なお、上記期間における数値を使用することが適当でないと認められる場合は、別途他の適当な期間の数値を使用することができるものとし、その期間は月の実日数に関わらず1日から30日までの30日間とする。
また、小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスと通いサービスを併せて提供する施設等において、両方のサービスの給付を受けた日は、通所事業所等の利用者数として計上せず、入所施設等の利用者数として計上するものとする。
- (5) 利用者負担 施設等において、食費、光熱水費等の名目により、利用者がサービスの利用に伴い一定期間ごとに支払う定額の費用のうち、約款又は利用者との契約等により施設等を運営する事業者が額を定めるものをいう。

(支援金の支給対象者)

第3条 支援金の支給対象となる事業者（以下「支給対象事業者」という。）は、施設等を運営する事業者とする。

ただし、次の各号に掲げる施設等を除く。

- (1) 令和6年11月1日までに運営を開始していないもの。
 - (2) 申請日時点で事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）を行っているもの。
又は、申請日時点で事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）を行っており、令和7年3月31日までに再開の見込がないもの。
 - (3) 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、食費に係る利用者負担の額を引き上げたもの。
ただし、物価高騰の影響によらない食費に係る利用者負担の額の引上げと認められる場合についてはこの限りでない。
 - (4) 国又は地方公共団体が運営するもの。
- 2 令和4年4月1日から申請日までの期間に食費に係る利用者負担の額の引上げ（前項第3号ただし書に定める場合を除く。以下同じ。）を行った支給対象事業者において、申請日までに

食費に係る利用者負担の額を令和4年3月31日時点の金額以下に引き下げ、かつ令和6年4月1日以降に利用者から徴収した食費に係る利用者負担のうち引上げ分に相当する額を、令和7年3月31日までの間に利用者に返還し、又は引下げ後に利用者から徴収する利用者負担と相殺する等により令和6年度中の食費に係る利用者負担の額を据え置く場合については、前項第3号の規定に関わらず、支給対象事業者として取り扱うものとする。

(支援対象期間)

第4条 支援金の支給対象となる期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの12か月間とする。

ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日数（暦日上の日数。以下同じ。）の合計を30で除し、小数第一位を四捨五入した月数を支援対象期間から除くものとする。

- (1) 令和6年4月1日から令和6年11月1日までに事業の開始をした場合 令和6年4月1日から事業開始の前日までの日数
- (2) 申請日から令和7年3月31日までに事業の廃止を行う場合 事業の廃止日の翌日から令和7年3月31日までの日数
- (3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに事業の休止を行う場合 事業の休止を行った日数

(支援金の対象経費)

第5条 支援金の支給対象となる経費は、施設等において、支給対象事業者が物価高騰の影響を受けつつも、サービスの質を維持するために負担した経費とする。

ただし、令和4年4月1日以降に利用者負担の額の引上げを行っている場合、対象経費は、利用者負担の額の引上げによる支援対象期間中の増収分を控除した後の経費とする。

(支援金の額)

第6条 市長は、支給対象事業者に対し、次のとおり各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、前条の経費に対する支援金を支給するものとする。

- (1) 入所施設等 次の式により算定された額

$$27,600円 \times \frac{\text{月当たり給付対象利用者数(人)} \times \text{支援対象期間(月)}}{30(\text{日}) \times 12(\text{月})}$$

- (2) 通所事業所等 次の式により算定された額

$$9,200円 \times \frac{\text{月当たり給付対象利用者数(人)} \times \text{支援対象期間(月)}}{30(\text{日}) \times 12(\text{月})}$$

2 支援金の支給額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(支援金の申請)

第7条 支援金を申請しようとする支給対象事業者は、令和6年11月30日までに、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金支給申請書兼概算払請求書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(支援金の支給決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、支援金の支給決定

をしたときは、支給対象事業者に対し、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金支給決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、支給対象事業者に対し概算払により速やかに支援金の支給を行うものとする。

（支援金の支給条件）

第9条 支援金の支給に当たっては、規則第6条第1項各号に定める条件のほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 支援金は、第5条に定める経費に充てること。
- (2) 申請日から令和7年3月31日までの間に、事業の休廃止（届出を行わない事実上の休廃止を含む。以下同じ。）を行い、申請日時点の支援対象期間に変更が生ずる場合には、休止については休止の初日から14日以内、廃止については廃止日の30日前までに、市長に報告しなければならないこと。
- (3) 第3条第1項第3号ただし書により食費に係る利用者負担の額を引き上げようとする場合には、支給対象事業者は市長に事前協議を行うこと。
- (4) その他市長が支援金等の支給の目的を達成するために必要と認める条件

（帳簿等の整備）

第10条 支援金の支給を受けた支給対象事業者は、本事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の額の確定の日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（実績報告）

第11条 支援金の支給決定を受けた者は、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金実績報告書兼精算書（別記様式第3号）を令和7年3月31日までに市長に提出するものとする。

（支援金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受け、当該報告に係る書類の審査等を行った上で、本事業の実績が支援金の支給決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支給すべき支援金の額を確定し、広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金支給額確定通知書（別記様式第4号）により、速やかに支給対象事業者に通知するものとする。

ただし、確定した支援金の支給額が、第8条第1項により決定した支給額と同額である場合には、規則によらず通知を省略することができる。

- 2 市長は、支給対象事業者に支給すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が支給されているときは、その超える部分につき期限を定めて返還させるものとする。

（暴力団の排除）

第13条 市長は、支援金の支給を受けようとする事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、支援金を支給しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 2 市長は、支援金の支給決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、支給決定の全

部又は一部を取り消すことができる。

(決定の取消し)

第14条 市長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業の休廃止により支援対象期間に変更があった場合
- (2) 支援金を対象経費以外の用途に充当した場合
- (3) 第3条の支給対象事業者には該当しない場合
- (4) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合
- (5) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(支援金の返還)

第15条 市長は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限りでその効力を失う。

別表 1 (入所系サービス提供施設等)

根拠法令	事業種別
老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)	養護老人ホーム (第 20 条の 4) 特別養護老人ホーム (第 20 条の 5) 軽費老人ホーム (第 20 条の 6)
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号)	(介護予防) 短期入所生活介護 (第 8 条第 9 項、第 8 条の 2 第 7 項) (介護予防) 短期入所療養介護 (第 8 条第 10 項、第 8 条の 2 第 8 項) (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (第 8 条第 11 項、第 8 条の 2 第 9 項) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (第 8 条第 19 項、第 8 条の 2 第 14 項) (宿泊サービスに限る。) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (第 8 条第 20 項、第 8 条の 2 第 15 項) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (第 8 条第 21 項) 地域密着型介護老人福祉施設 (第 8 条第 22 項) 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) (第 8 条第 23 項) (宿泊サービスに限る。) 介護老人福祉施設 (第 8 条第 27 項) 介護老人保健施設 (第 8 条第 28 項) 介護医療院 (第 8 条第 29 項)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)	障害者支援施設 (第 5 条第 11 項) 療養介護 (第 5 条第 6 項)
児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)	障害児入所施設 (第 7 条第 2 項)
生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号)	救護施設 (第 38 条第 2 項)

別表 2 (通所系サービス提供事業所等)

根拠法令	事業種別
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）	通所介護（第 8 条第 7 項） （介護予防）通所リハビリテーション（第 8 条第 8 項、第 8 条の 2 第 6 項） 地域密着型通所介護（第 8 条第 1 7 項） （介護予防）認知症対応型通所介護（第 8 条第 1 8 項、第 8 条の 2 第 1 3 項） （介護予防）小規模多機能型居宅介護（第 8 条第 1 9 項、第 8 条の 2 第 1 4 項）（通所サービスに限る。） 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（第 8 条第 2 3 項）（通所サービスに限る。） 介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号通所事業（第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号ロ）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）	生活介護（第 5 条第 7 項） 短期入所（第 5 条第 8 項） 自立訓練（第 5 条第 1 2 項） 就労移行支援（第 5 条第 1 3 項） 就労継続支援（第 5 条第 1 4 項） 共同生活援助（第 5 条第 1 7 項） 福祉ホーム（第 5 条第 2 8 項） 地域活動支援センター（第 7 7 条第 1 項第 9 号） 日中一時支援（第 7 7 条第 3 項）
児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）	児童発達支援（第 6 条の 2 の 2 第 2 項） 医療型児童発達支援（第 6 条の 2 の 2 第 3 項） 放課後等デイサービス（第 6 条の 2 の 2 第 4 項）